

# 第61期 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2022年6月28日(火曜日)  
午前10時

**開催場所** 滋賀県野洲市市三宅446番地1  
本社・研究開発センター 4階 会議室

## 議決権行使期限

2022年6月27日(月曜日)  
午後5時40分まで

## 目次

第61期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類 (添付書類)	6
事業報告	14

新型コロナウイルス感染防止のため、株主の皆様におかれましては、ご自身の健康と安全を最優先にお考えいただき、ご来場を自粛していただくことをお願い申し上げます。

証券コード：6229  
2022年6月10日

株主各位

滋賀県野洲市市三宅446番地1  
(登記本店所在地：滋賀県蒲生郡日野町大字大谷446番地の1)  
株式会社オーケーエム  
代表取締役社長 奥村晋一

## 第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症が未だ収束していない状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、株主様には可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、インターネット又は書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

インターネット又は書面による議決権の事前行使にあたっては、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時40分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、3～4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

敬具

## 記

1：日 時 2022年6月28日（火曜日） 午前10時

2：場 所 滋賀県野洲市市三宅446番地1  
本社・研究開発センター 4階 会議室

### 3：会議の目的事項

- 報告事項
1. 第61期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第61期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

### 4：その他 本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結貸借対照表」「連結損益計算書」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書」「会計監査人の監査報告書」「監査等委員会の監査報告書」につきましては、法令及び当社定款第15条に基づきインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.okm-net.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集通知の添付書類には掲載しておりません。

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.okm-net.jp/>）に掲載させていただきます。

<インターネットによる議決権行使のご案内>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

## 記

### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年6月27日（月曜日）の午後5時40分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

#### (1) パソコンによる方法

- ・ 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。  
(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)
  - ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。  
2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
  - ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、前頁2.(1)パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
- ※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)  
・電話 0120-173-027(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

[新型コロナウイルス感染症への対応について]

株主総会開催日時点において、政府より新型コロナウイルス感染症の収束宣言が出されていない場合、当社は以下の対応を取らせていただきますので、何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ◎ 本株主総会に出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日はアルコール消毒液の設置やマスク着用等の感染拡大防止のための措置をとらせていただきます。また、入口にて検温を実施させていただきます。  
体温が37.5℃以上の株主様には本会場のご入場をお控えいただく場合がございます。  
ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 本株主総会運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきますのでご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 本総会会場内におきましても、その他感染予防のための措置を講じる場合がございますので、その際にご協力のほどお願い申し上げます。
- ◎ 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.okm-net.jp/>) に掲載させていただきます。

[お車でのご来場について]

株主総会ご出席の株主様への駐車場はご用意しておりませんのでご了承願います。  
公共交通機関でご来場賜りますよう何卒ご協力をお願い申し上げます。

[決議通知及び株主通信について]

株主総会決議通知及び株主通信につきましては、当社ウェブサイトへの掲載のみとし、書面による発送はいたしませんので、ご了承いただきたくお願い申し上げます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>





## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名は本定時株主総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、引き続き取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おくむらしんいち 奥村晋一 (1966年12月13日)  再任	1997年4月 当社入社 2003年2月 当社品質保証部長 2006年7月 当社取締役生産統括本部長 2010年4月 当社取締役陸用営業本部長 2011年7月 当社取締役生産統括本部長 2015年4月 当社取締役生産統括本部長 兼 国際統括本部長 2016年10月 当社取締役国際統括本部長 2017年6月 当社常務取締役管理統括本部長 兼 国際統括本部長 2018年4月 当社常務取締役管理統括本部長 2019年6月 当社取締役常務執行役員管理統括本部長 2021年4月 当社取締役副社長執行役員 営業・国際統括本部長 2021年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）  （重要な兼職の状況） 該当事項はありません	290,430株
<b>【選任の理由】</b> 同氏は、生産統括本部長、国際統括本部長、管理統括本部長を務めるなど生産・国際・経営企画部門等を長年にわたり経験をしてきました。また2021年6月より代表取締役として会社経営全般に寄与し、経営者としての経験と幅広い知識も有しているため、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
2	むら い よね お <b>村井米男</b> (1951年11月17日)  <b>再任</b>	1970年 3 月 当社入社 1993年 5 月 当社技術部長 1997年 6 月 当社取締役技術部長 2002年 6 月 当社取締役企画統括本部長 2007年 7 月 当社常務取締役企画統括本部長 2009年 6 月 当社代表取締役社長 2011年 9 月 蘇州奥村閥門有限公司董事長 2013年 6 月 当社代表取締役会長 2018年 4 月 OKM VALVE(M)SDN.BHD.取締役 2018年 6 月 当社代表取締役社長 2019年 3 月 奥村閥門（江蘇）有限公司董事長 2019年 6 月 当社代表取締役社長 社長執行役員 2021年 6 月 当社取締役 会長執行役員（現任）  （重要な兼職の状況） 該当事項はありません	29,800株
<b>【選任の理由】</b> 同氏は、技術部長や企画本部長を歴任し、また、生産・開発・経営企画部門等を長年にわたり経験をしてきました。特に2009年より代表取締役として会社経営全般に寄与し、経営者としての経験と幅広い知見も有しているため、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	きだ きよし 木田 清 (1962年3月30日) 再任	1986年4月 当社入社 2003年4月 当社大阪支店長 2009年7月 当社東京支店長 2018年4月 当社営業統括本部長 2018年6月 当社取締役営業統括本部長 2019年6月 当社取締役上席執行役員営業統括本部長 2021年4月 当社取締役上席執行役員管理統括本部長 (現任)  (重要な兼職の状況) 該当事項はありません	21,490株
<b>【選任の理由】</b> 同氏は、営業統括本部長として営業全般を掌握するなど営業分野での長年の豊富な経験と幅広い知見を有し、また2021年4月からは管理統括本部長を歴任する等、経験・知見の幅が拡大していることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	ふくち まさはる <b>福地正晴</b> (1959年7月31日) <b>再任</b>	1982年3月 当社入社 2003年4月 当社企画統括本部バルブ技術部長 2014年4月 当社生産統括本部滋賀工場長 兼 生産管理部長 2016年4月 当社生産統括副本部長 2016年10月 当社生産統括本部長 2017年6月 当社取締役生産統括本部長 2019年6月 当社取締役上席執行役員生産統括本部長 2021年6月 当社取締役上席執行役員 滋賀事業所長 兼 生産統括本部長 (現任)  (重要な兼職の状況) 該当事項はありません	3,000株
<b>【選任の理由】</b> 同氏は、技術部長、滋賀工場長を経て生産統括本部長を務めるなど生産分野に関する豊富な経験と幅広い知見を有しているため、引き続き取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する株式数は当期末(2022年3月末)現在の株式数を記載しております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役(監査等委員である取締役を含む)であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

### 第3号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、社外の監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役の選任をお願いするものであります。

また、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
つじたもとこ 辻田素子 (1964年2月20日)  再任 社外	1988年4月 読売新聞大阪本社入社 2002年4月 静岡産業大学経営学部専任講師 2006年4月 龍谷大学経済学部准教授 2013年4月 京都市公契約審査委員会委員 2014年4月 龍谷大学経済学部教授(現任) 2015年6月 滋賀銀行社外取締役就任 2019年6月 滋賀銀行社外取締役退任 2019年6月 大阪府まち・ひと・しごと創生推進審議会委員(現任)	0株
<p><b>【選任の理由及び期待される役割の概要】</b> 同氏は経済学部の教授や産業振興の審議会委員を歴任するなど経済の専門家として高い見識を有しております。また民間企業の社外取締役の経験もあり、これらの経験から当社の経営全般に的確に助言いただくことが期待され、当社は社外監査等委員としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 辻田素子氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は辻田素子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、辻田素子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額になります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)であり、当該補欠監査等委員である取締役候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、役員等賠償責任保険の対象となる予定であります。
6. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなります。

以上

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症は先進国を中心にワクチンが普及したことにより行動制限が緩和され、景気は一定程度回復いたしました。しかしながら、一部の地域においては未だ感染の再拡大が発生しており、物流やサプライチェーンの混乱も散見されます。また、2022年2月に始まったロシアによるウクライナへの軍事進攻、これに伴う各国政府の対ロシア経済制裁等により、全体的には不透明感を増す状況となりました。

わが国経済におきましては、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進み、一時の厳しい状況からは改善が進んだものの、変異株の再拡大は依然予断を許さない状況にあります。また、原油価格や原材料価格の高騰、物価の上昇や地政学リスクによる金融市場の大幅な変動等により、景気の下振れリスクが存在しており、引き続き注意が必要な状況にあります。

このような状況の中、当社グループは基本経営戦略に「成長市場に対応できる新商品開発と販売体制の確立」「既存商品力の強化」「企業風土の変革とサステナブルな成長・発展」「社員満足度の向上」を掲げ、全社一丸となって製品力・サービス力の向上に取り組みました。

また、当連結会計年度の新たな取り組みとしまして、まず、経済産業省「戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）」に採択された当社の液化水素用大口径バタフライバルブの研究開発を本格的に進めました。次に、今後の脱炭素化に向けたLNG燃料船、LNG運搬船向けの極低温用ハイパフォーマンスバタフライバルブ（以下「LNG用バルブ」）の受注活動を進め、成約に繋がったこともあり引き合いが堅調に増加しました。加えて、アメリカ船級協会（ABS）及びロイド船級協会（LR）から船舶用バタフライバルブの自主検査制度認定を取得して本格運用を開始するなど、積極的な取り組みを進めました。

一方、当社グループの国内外の販売活動につきましては、新型コロナウイルス感染症による景気後退の影響により、第2四半期連結累計期間までは受注が振るわず、売上高は低調に推移いたしました。その後は足元の需要が拡大し、受注は回復基調に転じました。

これらの結果、当連結会計年度末における受注高は9,350百万円（前年同期比9.3%増）、売上高は8,456百万円（前年同期比3.5%減）となりました。

利益面におきましては、新型コロナウイルス感染症による景気後退の影響で売上高が減少したことにより利益を押し下げました。また、販売費及び一般管理費は圧縮したものの、船舶排ガス用バルブにおける競合他社の台頭による販売単価の下落、製造経費の増加等の影響により、営業利益は662百万円（前年同期比34.4%減）となりました。

経常利益は、営業外収益において為替差益の増加、保険解約返戻金や補助金収入の計上等がありましたが、営業利益が減益となったことや、営業外費用に特別調査関連費用を計上したこと等により、724百万円（前年同期比29.3%減）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、当社中国子会社の蘇州奥村閥門有限公司における地元政府からの市街地再開発による立退き要請に伴う補助金を主とする補助金収入を計上したこと等により、850百万円（前年同期比13.4%増）となりました。

## (2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症においてワクチン接種が進んだことで景気の回復に明るい兆しが見えつつあるものの、依然として収束までは見通せない状況にあります。また、ウクライナ情勢など地政学的リスクが以前にも増して高まっており、世界経済への影響が懸念されます。

わが国経済におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響、円安の進行、原油価格の高止まりや原材料価格の高騰等、景気の下振れリスクが増してきており、予断を許さない状況にあります。

このような環境の中、当社の翌連結会計年度の売上高は、陸用、船用ともに市場環境に明るさが出てきており、受注が回復傾向にあることから、昨年を上回る水準で推移すると想定しております。しかしながら、足元では原材料価格の高騰や物流の混乱といったリスクが存在しており、常に市場動向に注意を払いながら必要な対策を講じ、戦略的に経営を進めてまいります。

以上の状況を踏まえ、翌連結会計年度の業績につきましては、売上高は9,500百万円（前年同期比12.3%増）、営業利益は630百万円（前年同期比4.9%減）、経常利益は635百万円（前年同期比12.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益430百万円（前年同期比49.4%減）を想定しております。なお、これらの予想及び進捗は、今後の受注環境等、様々な要因により変動する可能性を含んでおります。

当社グループは、引き続き基本経営戦略に「成長市場に対応できる新商品開発と販売体制の確立」「既存商品力の強化」「企業風土の変革とサステナブルな成長・発展」「社員満足度の向上」を掲げ、全社一丸となって製品力・サービス力の向上に取り組んでまいります。

また、2023年3月期～2025年3月期までの中期経営計画を策定し、中期経営戦略に則り、体質改善・体力強化の各種の取り組みや個別事業戦略を実行することで、収益性の拡



大、企業価値の向上に取り組んでまいります。

これらの取り組みにより、国内外で安定した収益基盤を築き、世界の市場に向けてお客様に選ばれ続ける企業であり、社員が働き甲斐や自己の成長を実感できる、より強固な企業体質を構築してまいります。

### (3) 設備投資の状況

当期中に実施しました設備投資の総額は62百万円であります。その主なものは本社・研究開発センター及び滋賀日野工場の工具器具備品の取得であります。

### (4) 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

### (5) 財産及び損益の状況の推移

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第58期 2019年3月期	第59期 2020年3月期	第60期 2021年3月期	第61期 2022年3月期
売上高 (百万円)	8,646	8,852	8,759	8,456
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	891	573	749	850
1株当たり当期純利益 (円)	268.82	172.93	205.64	188.09
純資産 (百万円)	5,161	5,650	7,681	8,520
総資産 (百万円)	10,884	10,318	12,006	12,365

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 当社グループは第60期より連結計算書類を作成しております。第58期及び第59期につきましては「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。
3. 2020年8月4日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。当該株式分割が第58期の期首に行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 第61期2022年3月期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第61期2022年3月期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第58期 2019年3月期	第59期 2020年3月期	第60期 2021年3月期	第61期 2022年3月期
売上高 (百万円)	7,720	8,158	7,973	7,762
当期純利益 (百万円)	892	579	793	561
1株当たり当期純利益 (円)	2,691.40	1,748.24	217.71	124.32
純資産 (百万円)	4,532	5,044	7,127	7,510
総資産 (百万円)	9,709	8,990	10,716	10,859

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 2020年8月4日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。第59期以前は株式分割前の株式数にて算出しております。
3. 第61期2022年3月期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第61期2022年3月期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

- (6) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- (8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- (9) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な 事業内容
OKM VALVE (M) SDN.BHD.	7,500千RM	100%	バルブ 製造販売
蘇州奥村閥門有限公司	19,884千元	100%	バルブ 製造販売
奥村閥門（江蘇）有限公司	41,371千元	100%	バルブ 製造販売

③ 企業結合の成果

上記に記載のとおり連結対象子会社は3社であります。

当期の連結売上高は8,456百万円（前年同期比3.5%減）であり、親会社株主に帰属する当期純利益は850百万円（前年同期比13.4%増）であります。

なお、各海外連結子会社につきましては2021年12月末の決算数値によっております。

- ④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）  
 当社はバルブの製造、販売を主要な事業としております。

(12) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

- ◇登記本店所在地及び滋賀日野工場 滋賀県蒲生郡日野町
- ◇本社・研究開発センター 滋賀県野洲市
- ◇滋賀東近江工場 滋賀県東近江市
- ◇東京支店 東京都中央区
- ◇大阪支店 大阪府大阪市
- ◇名古屋営業所 愛知県名古屋市
- ◇広島営業所 広島県広島市
- ◇福岡営業所 福岡県福岡市
- ◇OKM VALVE(M)SDN. BHD. マレーシア スランゴール州
- ◇蘇州奥村閥門有限公司 中国江蘇省蘇州市
- ◇奥村閥門（江蘇）有限公司 中国江蘇省常熟市
- ◇韓国駐在事務所 韓国釜山広域市
- ◇ホーチミン駐在事務所 ベトナム ホーチミン市

(13) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
326名	10名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
233名	5名増	40.7歳	10.8年

(注) 上記従業員の外に、臨時雇用者としてパートタイマー・人材派遣人員が23名おります。

(14) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社滋賀銀行	1,238
株式会社三菱UFJ銀行	169
株式会社みずほ銀行	120

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- ①発行可能株式の総数 13,000,000株
- ②発行済株式の総数 4,519,700株 (自己株式26株を含む)
- ③株主数 3,630名
- ④大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (株)	持株比率 (%)
OKM従業員持株会	462,240	10.22
有限会社クローバー通商	458,500	10.14
奥村晋一	290,430	6.42
奥村芳粧	185,850	4.11
株式会社滋賀銀行	158,000	3.49
奥村勇樹	119,240	2.63
奥村俊慈	112,230	2.48
奥村恵一	100,490	2.22
日本生命保険相互会社	100,000	2.21
須田美奈子	80,810	1.78

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (26株) を控除して計算しております。  
2. 持株比率は、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員の新株予約権等の保有状況（2022年3月31日現在）

- ・新株予約権の数 1,350個
- ・目的となる株式の種類及び数  
普通株式 13,500株（新株予約権1個につき10株）
- ・当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期限	個数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	第1回（812円）	2020年9月29日 ～2028年7月28日	950個	5名
社外取締役 （監査等委員）	第2回（1,318円）	2021年10月1日 ～2029年7月31日	400個	2名

（注）取締役（社外取締役を除く）が所有している新株予約権の個数には使用人として在籍中に付与されたものを含んでおります。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥 村 晋 一	社長執行役員
取締役	村 井 米 男	会長執行役員
取締役	木 田 清	上席執行役員管理統括本部長
取締役	福 地 正 晴	上席執行役員 滋賀事業所長兼生産統括本部長
取締役 (常勤監査等委員)	谷 口 登	—
取締役 (監査等委員)	西 村 猛	西村公認会計士事務所代表 株式会社レオクラン社外監査役 監査法人京立志代表社員 湖北工業株式会社社外取締役
取締役 (監査等委員)	杉 野 博 昭	—

- (注) 1. 監査等委員西村猛氏及び杉野博昭氏は、会社法第2条第15号に定める監査等委員である社外取締役であります。
2. 監査等委員西村猛氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員西村猛氏及び杉野博昭氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、谷口登氏を常勤の監査等委員として選定しております。

5. 当事業年度中の取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
奥村 晋一	取締役副社長執行役員 営業・国際統括本部長	代表取締役社長 社長執行役員	2021年6月29日
村井 米男	代表取締役社長 社長執行役員	取締役 会長執行役員	2021年6月29日
福地 正晴	取締役上席執行役員 生産統括本部長	取締役上席執行役員 滋賀事業所長兼生産統括本部長	2021年6月29日

6. 2021年6月29日をもって取締役奥村恵一氏（取締役会長）及び取締役佐藤精一氏（取締役専務執行役員）は任期満了により退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。



#### (4) 取締役の報酬等

##### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を以下のとおり定めております。

1. 当社の持続的な企業理念の向上に資する報酬体系であること。
2. 当社の企業理念を実践する優秀な人材を取締役及び執行役員として登用できる報酬体系であること。
3. 独立性、客観性、透明性及び合理性の高い報酬制度とし、株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる内容であること。

なお、取締役会の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行い、取締役会もその結果が決定方針に沿うものであると判断しております。

##### ② 取締役会の報酬についての株主総会の決議に関する事項

2019年6月27日開催の第58期定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、年額3億円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名であります。また、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は年額1億円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

##### ③ 取締役会の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

監査等委員である取締役を除く取締役の報酬は、報酬諮問委員会の答申を踏まえ取締役会の決議により決定しております。なお、報酬諮問委員会の委員の構成は社外取締役を過半数とし委員長は社外取締役が務めております。監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

④ 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (監査等委員であるものを除く。)	113	100	12	6
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	30 (16)	30 (16)	—	3 (2)

(注) 1. 取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して業績連動報酬を支給しております。なお、業績連動報酬は前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の5%相当額を役員別のポイントにより案分して決定することとしております。なお、業績連動報酬の支払基準につきましては、以下の上限と下限を設定しております。

上限：対象役員の固定報酬合計額×(従業員の前年賞与支給月数×2)

下限：従業員の賞与支給月数が2カ月未満の場合は0とする

- 業績連動報酬等の額の算定に用いた会社業績指標の選定の理由は、子会社を含めた当社グループ全体の業績を報酬に反映させるためであります。なお、当該業績指標に関する実績額は749百万円でありました。
- 取締役 (監査等委員であるものを除く。) の支給人員には2021年6月29日開催の第60期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役 (監査等委員であるものを除く。) 2名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

監査等委員西村猛氏は、西村公認会計士事務所代表であり、株式会社レオクランの社外監査役に就任しております。また、監査法人京立志の代表社員を務め、湖北工業株式会社の社外取締役に就任しております。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

② 主要取引先等特定事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況  
 (1) 社外役員の主な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査等委員会 出席状況 (出席率)	取締役会及び監査等委員会における発言 その他の活動状況
監査等委員 である 取締役	西村 猛	15回／15回 (100%)	15回／15回 (100%)	公認会計士及び税理士資格を有する財務、税務の専門家としての豊かな業務経験に基づき、当社の経営全般に対し、意見を述べるなど、社外役員として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査等委員 である 取締役	杉野 博昭	15回／15回 (100%)	15回／15回 (100%)	他の上場会社の取締役としての豊富な経験に基づき、当社の経営全般に対し、意見を述べるなど、社外役員として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(2) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地位	氏名	期待される役割に関して行った職務の概要
監査等委員 である 取締役	西村 猛	取締役会や監査等委員会において、当社の対処すべき課題等に対して、豊富な業務経験と業務知識に基づき、実践的な視点から、経営に関する助言、リスクの指摘や改善策の提案等を行い、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。
監査等委員 である 取締役	杉野 博昭	取締役会や監査等委員会において、当社の対処すべき課題等に対して他社での社外役員の経験に基づき、客観的・専門的な視点からリスクの指摘や改善策の提案等を行い、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び監査等委員会が同意した理由

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

32,264千円

② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額

－千円

③ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

32,264千円

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の内容、前事業年度の監査実績と監査報酬、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

2. 当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の報酬等の額については、上記以外に、前事業年度に係る追加報酬の額が24,344千円あります。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務を委託しておりません。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社であるOKM VALVE(M)SDN.BHD. 及び蘇州奥村閥門有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。なお、当社の子会社である、奥村閥門（江蘇）有限公司は当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているErnst & Youngによる監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの構築に係る基本方針を以下のとおり定めております。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ア. 法令及び定款、社会規範・倫理の遵守とその意識の向上が重要であることを認識し、必要な諸規程及び「オーケーエムグループコンプライアンス・マニュアル」を定め、子会社にも必要な規程及び同マニュアルについては適用し、本体制の整備と適切な運営に努める。また、必要に応じ弁護士や会計士等外部の専門家に助言を求めたうえで、諸規程等の制定や改廃を行う。
  - イ. 業務執行取締役は、業務執行状況を原則として毎月開催する取締役会に報告して情報共有化及び意見交換をすることにより、取締役会による取締役の職務執行の監督を充実させる。
  - ウ. 代表取締役社長を委員長とする人権・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する啓発・推進活動及びコンプライアンス体制の整備及び維持並びに向上に努めることにより、コンプライアンス意識改革に取り組む。
  - エ. 各業務執行部門から独立した内部監査担当部署を置き、「内部監査規程」に基づき当社及び子会社の各業務執行部門を対象に定期的に監査を行い、代表取締役社長、監査等委員会にその結果を報告する。
  - オ. 各種監査は、法令及び定款、社会規範・企業倫理に反する不適切行為等（以下、「不適切行為等」という。）が存在するリスクがあることを念頭に置いたうえで実施する。
  - カ. 不適切行為等を早期に発見し是正するため、「内部通報者保護規程」に基づき、当社の取締役及び使用人、当社の退職者及び当社の取引事業者の使用人を対象に、通報者の保護を徹底した通報窓口を設置し、この充実を図る。
  - キ. 発生した不適切行為等に対しては、原因・背景分析に基づく再発防止策を着実に実行し、根本的解決を図る。
  - ク. 反社会的な勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、不当要求等への対応を所管する部署は、警察等の外部専門機関と連携し、適切に対応する。

- ② 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ア. 取締役会及び経営会議の意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他「職務権限規程」「稟議規程」に基づき決裁された重要な文書については、法令若しくは「文書管理規程」に則り適切かつ検索性の高い状態で保存・管理することとし、閲覧権限者が必要な期間閲覧可能な状態を維持する体制を整備する。その他の重要文書についても、同規程に則り、各主管部門が管理・保管する。
  - イ. 「情報セキュリティポリシー」「情報システム開発規程」「情報システム運用規程」「情報システム管理規程」「特定個人情報取扱規程」「特定個人情報取扱基本方針」を整備し、重要情報の取り扱いの安全性を確保する。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 損失の危険の管理が経営の重要課題であることを認識し、「コンプライアンス規程」を整備し、個々のリスクについての管理責任者を定め同規程に従ったリスク管理体制を構築、運用する。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 「職務権限規程」「稟議規程」によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務権限と担当業務を明確にし、機関相互の適切な役割分担と連携を図ることによって効率化を推進する。
  - イ. 執行役員制度を採用し、取締役は経営の迅速化、取締役会の監督機能の強化等、経営機能の発揮に努め、執行役員は取締役会から権限委譲を受け、業務を遂行する。
  - ウ. 取締役会の諮問機関として指名諮問委員会、報酬諮問委員会を設置し、指名諮問委員会、報酬諮問委員会は、取締役等の指名及び報酬等について審議し、その結果を取締役に答申する。

- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社の取締役及び使用人は、子会社の取締役及び使用人より、当該子会社における職務執行状況及び業務の状況について定期的に報告を受ける。
- イ. 当社子会社管理  
「関係会社管理規程」に基づき、当社海外法人管理部を当社子会社管理の主管部門として、関係部署と協力しながら以下の事項について当社子会社の管理を行う。
- (1)当社子会社の経営状況の把握  
(2)当社子会社における内部統制システムの整備・運用  
(3)当社子会社の重要なリスクの把握
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社グループの財務報告に係る内部統制については、会社法関連規則の他、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。当社の各部門及び子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性を確保する。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- ア. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下、「監査補助者」という。）を置くことを求めた場合には、当社の使用人の中から監査補助者を任命する。
- イ. 監査補助者の監査等委員会の職務に係る業務遂行に関しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人から指揮命令を受けないものとする。また、監査補助者としての任命・異動・評価等、その人事に関する事項の決定には、監査等委員会の同意を必要とする。
- ウ. 監査補助者が、監査等委員会の職務に関して監査等委員会より受けた指揮命令が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人からの指揮命令と競合する場合には、監査等委員会の指揮命令を優先する。



- ⑧ 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会への報告をするための体制、並びにその他の監査等委員会への報告に関する体制
- ア. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて当社又は子会社の業務執行状況について報告する。
- イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告する。
- ⑨ 前項の報告者が報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を規程等に定める。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員会の職務執行（監査等委員会の職務の遂行に関するものに限る。）によって生じた費用又は債務につき、当該職務執行に必要でないことが証明された場合を除き、監査等委員の請求等に従い円滑に処理する。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 代表取締役社長と監査等委員会とは、信頼関係の構築と相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもつ。
- イ. 監査等委員の職務の適切な遂行のため監査等委員会が求めた場合には、外部専門家との連携を図れる環境を整備する。
- ウ. 当社及び子会社は、監査等委員が経営に関する重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等から職務の執行状況の報告を受けること、及び重要な書類を閲覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制を整備する。



## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記方針に基づき内部統制システムの整備を行い、その適切な運用に努めております。当期において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりです。

### ①コンプライアンス

当社は、人権・コンプライアンス委員会を設置し、法令及び社内ルールの遵守状況、コンプライアンスを大切にする風土づくりなどの審議を行いました。更に、内部通報制度の運用により、通常では露見しがたい情報の取得に努めて、通報があった場合は速やかに対応しております。当事業年度では、人権・コンプライアンス委員会を2回開催しました。また、従業員全員を対象にした研修会を実施するとともにコンプライアンステストを6月より10回実施いたしました。

### ②リスク管理

当社のコンプライアンス規程、業務分掌規程や職務権限規程に従い、各取締役が担当の業務分掌範囲について責任をもってリスク管理体制を構築しております。また、経営環境の変化により突発的に発生する損失・危機のリスクについても経営会議・取締役会等で速やかに審議し、必要な措置を講じております。

### ③取締役の職務執行の管理

取締役会は月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時の取締役会を招集し、法定事項・重要事項の決議及び業務執行の報告が行われ、年間を通して全役員が出席して効率的に行われております。当事業年度中取締役会は15回開催され、役員の出席率は100%でした。

#### ④子会社管理

子会社管理につきましては、月1回の海外子会社連絡会議を本社を交えてWeb会議にて開催し、各子会社の事業運営状況(業績、営業・生産状況、トラブル・クレーム等の情報)の報告をさせております。当事業年度は、海外子会社連絡会議は年間12回開催しました。また、突発的な事象が発生した場合には適時、本社窓口である海外法人管理部へ報告を行い、必要に応じてWeb会議等により情報共有、相談を実施しております。

#### ⑤監査等委員会、内部監査

監査等委員による監査体制については、監査業務を効率的、効果的に行うために内部監査室や会計監査人と連携し相互補完を行っております。取締役会の他重要な会議に出席し、業務執行等の報告を受けるとともに、意見陳述を行う機会を確保しております。なお、監査等委員会は、当事業年度中15回開催しました。

内部監査室では、期初に策定した内部監査年間計画に従い、当該事業年度中23回に分けて全部署の内部監査を実施しました。海外法人を除く監査は全て往査し、海外法人はWeb会議システムを用いたリモート監査を行いました。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の基本方針については、特に定めておりません。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当金を株主への利益還元として経営上の重要課題と位置付けております。当面の業績動向に加え、新技術・新製品の研究開発投資、業容の拡大に伴う設備投資、優秀な人材の獲得、借入金の返済、社債償還のための資金ニーズにも対応すべく内部留保の充実を図りつつ配当の継続性、安定性にも十分留意し実施したいと考えております。これらを勘案しつつ、連結配当性向として概ね30%を目途に配当金額を決定することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、普通配当35円に創業120周年記念配当10円を加え、1株当たり45円といたしました。なお、配当金の支払開始日につきましては、2022年6月13日を予定しております。

# 株主総会会場ご案内

会場

滋賀県野洲市市三宅446番地 1  
本社・研究開発センター 4階 会議室

交通

JR琵琶湖線野洲駅  
北出口より徒歩約12分

